

# 等外上玄米の買入価格決る

この程昭和二十九年産米の五等玄米以下の玄米を政府が買入れすることに決定し次のような要領により取扱うことになりましたからお知らせします。

## ●等外上玄米買入要領

### 一、買入の対象

この要領により買入を行う等外上玄米は農産物規格規程に定める等外上に該当する玄米とする

### 二、取扱方法

- 1 この要領により買入を行う等外上玄米の買入数量及び期限については制限を設けない。
- 2 等外上玄米の買入の際の玄米換算率は一俵(六〇疋)当り三斗一五とし義務供出数量の対象として認め次の取扱いにより別に定める超過供出奨励金を支払う。但し超過供出奨励金以外の奨励金等の支払対象としない。
- イ 義務供出制当数量を完了しない生産者が等外上を売り渡した場合は直ちに超過供出奨励金の支払対象としない。



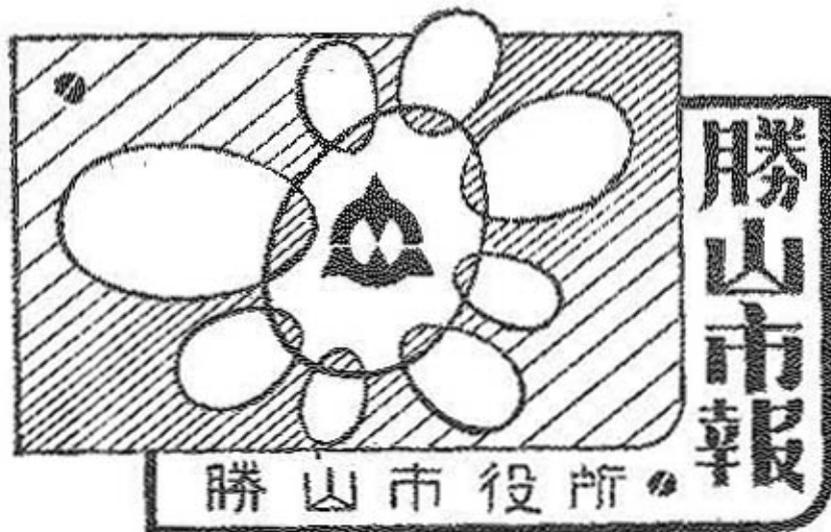
口 前項により義務制当完了前に等外上を売り渡した生産者がその後普通米を供出して義務制当を完了したときはさきに売り渡された等外上については超過供出奨励金支払の対象とする。

ハ 義務制当を受けなかった生産者が等外上を売り渡した場合は超過供出奨励金支払の対象とする。

3 2のイにより売り渡された等外上はその生産者の住所の属する市町村の供出数量には計上しないが県の供出数量には計上する。

なお当初より又は2の口又はハにより超過供出奨励金支払の対象となつた等外上については、その生産者の属する市町村及び限いずれの供出数量にも計上する。

4 等外上玄米の包装は二重俵又はかますとし原則として一俵未満の端量買入は行わない。



(第5号) (昭和29年11月25日)

奨励金報償金一覽表

期別	一俵当		期別	一俵当		精要
	石当	石当		石当	石当	
特別平期	800	2,000	超過	512	1,280	12月10日迄に供出
第一期	480	1,200	餅米	450	1,125	
第二期	240	600	精米	480	1,200	
第三期	120	300	もみ	220		
第四期	80	200				

昭和29年産米政府買入価格一覽表

等級	粳玄米		粳玄米		秈米		もみ	精要
	一俵当	石当	一俵当	石当	一俵当	石当		
1等	3,768	9,420	4,218	10,545	3,934	9,835	1,755	玄米・精米は一俵60kg もみは37.5kg 糯米代金は12月10日迄とし、以後は額代金と同じである。
2等	3,723	9,307	4,173	10,432	3,814	9,535	1,700	
3等	3,618	9,120	4,098	10,245	(依代)			
4等	3,573	8,932	4,023	10,057	新俵(一俵)98円 石当245円			
5等	3,388	8,470	3,838	9,595	旧俵(一俵)58円 石当145円			

## 「常識を豊にし日常生活に役立つ」

# あなたのポケットに縣民手帳を

一九五五年の県民手帳が、また「お目見えすることになりました。この手帳は県統計協会が、統計思想普及の為に発行しているもので今年で丁度四回目の誕生を迎えました。

そこで今までの経験を生かし内容も斬新的な改良を加え、県勢及び市町村の統計が一見でわかるようになつてゐる外、われわれが心得ていなければならぬ常識や日常生活に役立つ種々の事項を満載してありますので勤め人は勿論学生や一般人のブクセサリーとしても、あなたのポケットへ必ず一冊は持つようにいたしましょう。

手帖の内容は次の通りであります。見本は区長、連絡員又は市役所広報企画課及び各支所にありますから、よく見て頂き一人でも多くお申込下さるようおすめします。

### 県民手帖の内容

- 一、版の大きさ 六四耗×一一、三耗
- 二、紙数 二一〇頁
- 三、表紙 ビニール表紙
- 四、主なる内容
  - 全国都道府県勢の比較、福井県の人口、県財政のうつりかわり
  - 県の経済指標、県民の生活、産業、学校総覧、市町村要覧、各等統計図表と解説、月別予記欄
- 五、附録
  - 七曜表、祝祭日、年齢早見表、住所録、交通時間表、家庭欄
- 六、その他
  - 日々の天気（日記欄の区域線を過去五ヶ年の天気記号で表したもの）
  - 県内の名勝旧跡、登山、ハイキングコース、海水浴場、スキー場、温泉等の案内、その他

## どうすれば火の用心が徹底するか

1. 「火の用心」の習慣を養う
2. 「火の用心」をしてから「おやすみ」
3. 火気のある所は監視をおこたらない
4. 不要の火気は直に消し完全に消えたことを確認する

11月26日～12月2日

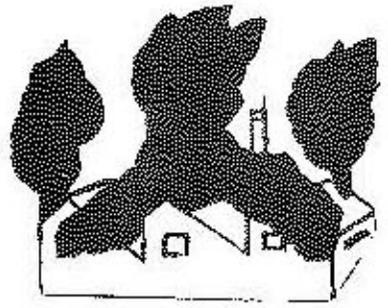
## 火災予防運動週間 狙つてゐる

十一月二十六日から十二月二日までの一週間、全国一斉に火災予防運動週間として本運動が展開されることになりました。

冬の訪れと共に最近各地でしき

りに火災が発生しています。火災は常に私達の身近にあつて心のゆるみを狙つています。

そこで当市でもこの運動を一層強調しようと防火思想の普及徹底に大々的に乗出すことになりました。市民の皆さんに格別の御協力をお願いすると共に我が郷土勝山市をあのいまわしい災害から護りましょう。



### ◆火災予防運動要領

- 一、防火思想の普及啓蒙
- 二、立看板横断幕の設置
- 三、消防団員に依る消防施設の点検整備
- 四、消防団員による防火褒祭の実施（かまどや煙突などの火元の検査をなし検査に合格すれば検査合格書を交付することになつてゐます。）



## 勝高文化祭

菊花祭の十一月三日「文化の日」勝高文化祭は演劇にバナーに展覧会と並々しく繰りひろげられました。

写真に盛んな板装行列と展覧会場に於ける市長